

#### 4- 5. 中澤清明委員

##### 1. はじめに

住基ネット運営の一端を担う市町村から選ばれた委員としてとまどい、困惑し続けた 2 年間でありました。

特に「住基ネット離脱勧告をした中間報告」は市町村に大きな混乱をもたらしました。市町村は既に改正住基法に基づき住基ネット関連機材やシステム整備を終え、平成 14 年 8 月からの一次稼働を順調にこなし、15 年 8 月からの二次稼働に向けて住民への広報、住基カード関係予算措置などを行い、まさに運用開始を待つだけの時点でした。不安に駆られた住民や議会への説明に追われる一方で、県が離脱すれば「住基法で定められた市町村長の責務が果たせない」「住民サービスが提供できない」などの事態が想定される中、住基ネット本体の運営主体として適正な管理運営に努力すべき県の対応が見えず、市町村も大変困惑いたしました。

本審議会は県からの諮問事項もないまま審議会主導でテーマや審議内容などはその都度次回の内容を決めるという形で動き始めました。住基法解釈や審議会の役割、権限など、住基ネットの事業主体者或いは本審議会設置者としての判断が求められる局面でも県側の見解が示されることは殆どなく、審議会に丸投げしその解釈に基づいて進められたため、私としてはわかりにくいものでありました。

##### 2. 住民基本台帳ネットワークにおける県・市町村の役割

住基ネットでは県と市町村の役割・責務は概ね以下のように定められています。

市 町 村	都 道 府 県
<p>[役割]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>既存住基システムと連携した住基ネットワークシステムの構築と運営</li></ul> <p>[業務・運用面]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>住民基本台帳の管理</li><li>市町村 CS内の本人確認情報の管理</li><li>住民票写しの広域交付、住基カードの交付、転入転出特例処理</li><li>都道府県知事への本人確認情報の通知</li><li>CSの運用管理</li></ul> <p>など</p>	<p>[役割]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>市町村及び指定情報処理機関と連携した住基ネットワークシステムの構築と運営</li></ul> <p>[業務・運用面]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>都道府県内住民の本人確認情報の記録保存</li><li>指定情報処理機関への本人確認情報の通知</li><li>都道府県サーバの運用管理</li><li>都道府県執行機関への本人確認情報の通知</li></ul> <p>など</p>

市町村長には住基法第三十条の五第 1 項で本人確認情報の都道府県知事への通知が義務づけられ、第 3 項で都道府県知事はこの通知された本人確認情報を県サーバに記録保存しなければならないとされています。

セキュリティ責任範囲については都道府県協議会で作成した基本設計書でも明示されており、市町村のセキュリティ責任範囲は CSをはじめとする市町村側に設置する機器類と庁内既設ネットワークなどとされていました。

##### 3. 審議会の位置付け・審議事項など

本審議会は住基法第三十条の九に基づく必置の審議会であり、住基法第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する調査審議を主たる任務としています。住基

法第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報とは市町村長が住基ネットを通じて県知事に通知した情報で県知事が県サーバに記録した情報のこととあります。本審議会の審議対象は住基ネットによって初めて県が保持するようになった県民の本人確認情報や住基ネットにおいて県知事の事務とされた部分(前掲の表において都道府県の役割とされている部分)と考えます。

本審議会は住基ネットの運用を前提として設置されています。本人確認情報の保護に関して調査審議し、適正な管理運用のために問題点指摘や改善を求めることなどが任務であり、運用停止を意味する離脱まで勧告出来るのかは疑問に思っています。

また、費用対効果や利用価値、必要性の有無などから住基ネット制度自体に議論が及ぶこともありましたが、住基ネットの運用を前提とした本審議会の審議事項ではないのではないのでしょうか。国民の間に住基ネットに関して多様な意見があるのは事実でしょう。あって当然のことと思いますが、住基ネットは国会で定められた法に基づいて運用されているものですから、住基ネットの改廃など制度自体に関する議論は本審議会でなく、国会に求めるべきではないのでしょうか。

#### 4.中間報告について

私は住基ネットから離脱を勧告した中間報告に同意いたしませんでした。

インターネットとの物理的接続は住基ネット以前から

問題とされたインターネットに接続した庁内 LAN上に既存住基が配置されていたのは住基ネットによってもたらされたものではありませんでした。

住基ネットが来る以前から市町村で住基事務を始めとする一連のコンピュータ処理事務に使われていたものです。

既存住基のある庁内 LAN上の方が個人情報満載

この庁内 LAN上には住基台帳、選挙人名簿、国保被保険者台帳、住民税課税台帳……を始めとする市町村事務の根幹台帳が存在し、これらは住民にとっては非常にセンシティブな個人情報であり、市町村にとっては行政事務に欠くことの出来ない大切な情報であります。

住基ネットから離脱しても個人情報は守れない

インターネットと庁内 LANの物理的接続を問題とした場合、住基ネットから離脱し住基ネットとの接続を絶っても、インターネットとの接続を絶たない限り、既存住基を始めとするよりセンシティブな個人情報が、インターネットに晒されていることには変わりなく、より重要な個人情報は守れません。

住基ネット離脱でなく、インターネットと庁内 LANの物理的接続の解消をまず求めるべきということではないのでしょうか。

住基ネット接続を停止しなければならない差し迫った危険状態であったか

知事、市町村長は差し迫った危険状態にあるときには住基ネット接続を一時的に停止させる措置ができるとされていますが、この状態について平成 14 年総務省告示第 334 号においては「都道府県、市町村及び指定情報処理機関は緊急時対応計画を定め、ファイアウォールで不正アクセスの兆候を発見したときなど本人確認情報に脅威を及ぼすおそれの高い事象が確認され、本人確認情報の漏洩等の危険が具体的に発生した場合は、相互に連絡調整を行い、被害拡大を防止するための措置等を講ずること」とされており、

インターネットとの物理的接続は具体的な危険性が現実化した状態と言えたのでしょうか。少なくともそれまでこの状態で続けられた 8 ヶ月の住基ネット運用や長年にわたる庁内 LAN上の既存基幹業務運用では情報漏洩や不正アクセスなど具体的な現実化した危険は聞いていませんでした。

た。理論的には起こりうる危険性を指摘し、早期の対策を促すことで良かったのではないのでしょうか。

自然災害に例えるなら火山や断層があるからと言っただけで避難勧告をするようなことはしないでしょ。火山性微動や地殻の歪みの拡大など火山活動や地震につながる事象が観測されて避難勧告や命令がなされます。

#### 5. 審議会への県の姿勢について

県には法解釈など住基ネット事業主体者として、審議会設置者としての見解が求められる局面では明確な見解を示して頂きたいと考えています。審議会運営にあたってはこのことがたいへん大切と考えます。

審議会に付すべき事項を精査して頂きたいと思います。特に技術的検証を求めることなどは、それなりの能力・責任体制を備えたシステム監査法人などに委託すべきだと考えます。審議会で責任の持てる事柄ではないのではないのでしょうか。

#### 6. おわりに

今回のセキュリティ論議は住基ネット本体より先、市町村長の責任範囲である市町村庁内 LAN や CS、既存住基の方に集中していました。このことよって市町村においてはネットワークセキュリティに関する関心も高まり、既存住基や庁内 LAN のセキュリティ対策が向上したことは本審議会活動の大きな成果であったと思っております。